

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成28年12月21日答申分

○答申の概要

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの | 2件 |
| 厚生年金保険関係 | 2件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600264号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600074号

第1 結論

請求者のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和52年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

請求期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和29年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和52年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和52年4月1日にA社B事業所から同社C事業所に転勤したが、B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が同年3月31日となっている。請求期間も継続して勤務していたので、同年4月1日を被保険者資格喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者に係る雇用保険の加入記録、A社から提出された請求者に係る在職証明書及び同社の回答から、請求者は同社に継続して勤務し（昭和52年4月1日にA社B事業所から同社C事業所に異動）、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、請求者のA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失

届を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600215号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600075号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和14年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和35年頃から昭和41年10月頃まで

私は、請求期間当時、B事業所(A社の直営)に勤務していたが、国の記録では当該期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

請求期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

適用事業所名簿及びオンライン記録によれば、A社は、請求期間において厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる。

しかしながら、A社に係る請求者の雇用保険の加入記録は見当たらない上、同社が保管する社員名簿に請求者の記録が無いことから、同社は請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明と回答している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によれば、請求者が同僚として名前を挙げた3人のうち2人は見当たらない上、残りの1人については請求者が名前を挙げた同僚であるか特定できないことから、同社における請求者の勤務実態等を確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿によれば、請求期間を含む昭和34年1月27日から昭和42年2月7日までの期間において、同社で厚生年金保険被保険者資格を取得した2409人の中に、請求者の名前は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

加えて、A社が加入するC健康保険組合は、請求者の請求期間に係る加入記録は

無い旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600245号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600076号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和26年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年3月頃から同年10月頃まで

私は、請求期間当時、A社にB職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。当時、1日8時間、1か月当たり25日勤務していたので、請求期間について厚生年金保険の被保険者として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社において一緒に勤務していた同僚から贈られたとする寄せ書き集に名前の記載がある複数の同僚については、同社において、請求期間の一部又は請求期間を含む厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。また、当該同僚のうち複数の者の証言から、勤務期間は特定できないものの、請求者は、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、請求期間当時、A社を開設していたC社は、請求者に係る資料は無いとしており、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、前述の寄せ書き集に名前の記載がある14人のうち、A社において厚生年金保険の被保険者記録があり所在が確認できた9人に対して照会したところ、6人から回答があったが、請求者の厚生年金保険の加入について具体的な証言は得られなかった。また、回答があった同僚から同社において社会保険事務担当者等として名前が挙げられた4人のうち、所在が確認できた2人に対して照会したところ、1人から回答が得られたが、自身は社会保険事務担当者では無かったとしており、同社における厚生年金保険の取扱いについて確認することはできなかった。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者原票によると、請求期間を含む昭和50年9月1日から昭和51年11月24日までの期間に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

加えて、企業年金連合会は、請求期間においてA社が加入していたD厚生年金基金に係る請求者の加入記録は確認できない旨回答している上、同社が加入していたE健康保険組合は、保存期限経過により請求者に係る資料は無いと回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。